

介護福祉施設の防犯体制強化対策

—なぜ職員が“さすまた”で取り押さえるのか？—

2016年7月、相模原市の障害者施設で、複数の入所者・職員が死傷する痛ましい事件が発生しました。近年、確たる動機の無い無差別的犯行が増加する中で、今後も介護福祉施設の現場で同じような事件が発生する可能性は否定できません。

また、今回の事件で福祉施設の防犯体制の弱さや、入所者の無防備な現状が広く知られたことから、防犯体制の見直しが急務となっています。

一方で、厚労省が「防犯体制の予算措置やガイドラインの作成を進める」として事件直後に発足させた『事件再発防止検討チーム』では、精神病院の措置入院の在り方ばかりが検討されているのが現状です。また、各入所施設が自発的に始めた対策訓練は「不審者が侵入したら“さすまた”で取り押さえる」など、職員の腕力で犯人をねじ伏せようとするものばかりです。かつて池田小学校事件の後に文科省が作成した「不審者侵入時の危機管理マニュアル」も、職員が不審者を取り押さえる方法が掲載され、その是非が問題になりました。

職員は自らが犠牲になっても、犯人を制止すべきなのでしょうか？本セミナーでは、事件の犯人像や犯行の特性を分析し、心理的抑止策を含めた防衛策をご提案します。

●セミナーの内容

1. 相模原障害者施設事件の検証
犯行予告まででありながらそれでも防げない犯行
2. 法務省法務部報告に見る無差別殺傷事犯の分析
理解できない動機・狙うのは弱者・自殺願望
3. あの事件以来小学校の防犯体制はどう変わったのか？
“さすまた”で児童を守ろうとした職員たち
4. 実態調査でわかった介護福祉施設の防犯体制の問題点
外部から無防備に見えることの問題
5. 介護福祉施設の防犯体制見直しの具体策
侵入防衛策、機械警備の限界と活用策
6. 犯人と遭遇した職員の対処方法は？

●講師：株式会社安全な介護 代表 山田 滋(やまだ しげる)
あいおいニッセイ同和損保専任アドバイザー

◆お申込みはFAXにて(締切日:平成29年2月3日)◆
Fax: 092-282-6401

福岡AD倶楽部「ケアフレンズの会」にご登録されていない企業様は、併せてご登録いただきます(登録料/会費等は無料です)。

ご登録いただいたメールアドレスに、各種セミナーのご案内、介護リスクマネジメントニュース、人事労務、その他お役立ちニュースを配信させていただきます(福岡AD倶楽部については別紙規約をご覧ください)。

日程 平成29年2月16日(木)

会場 あいおいニッセイ同和損保(株)
博多ビル 6階セミナールーム

時間 午後14:00～16:30(13:30受付)

参加費 無料 定員先着 50名

〆切 平成29年 2月 3日(金)
尚、〆切前でも定員になり次第〆切とさせていただきます

【会場ご案内】

博多駅

博多駅より住吉神社方面へ
徒歩約10分

※駐車場のご用意がありませんので、近隣駐車場をご利用頂くか、公共交通機関をご利用下さい。

会場住所:福岡市博多区住吉2-9-2

あいおいニッセイ同和損保

住吉神社

施設の防犯・セキュリティ対策セミナー

参加申込書 兼 福岡AD倶楽部(ケアフレンズの会)加入申込書

※ご記入いただきました内容は、当社(関連会社・提携会社を含む)からの各種商品・サービスのご案内・提供、及び当社業務に関する情報提供・運営管理に活用させていただきます。

【お問合せ先】

あいおいニッセイ同和損保
セミナー事務局
(担当:中野)
TEL: 092-282-6534

貴法人名
(貴施設名)

(メールアドレス:)

(フリガナ)
ご出席者

(役職名)
(ご氏名)

(フリガナ)
ご出席者

(役職名)
(ご氏名)

ご連絡先
(住所・電話)

TEL () -

弊社 使用欄	課支社名	支社	区 分	新 / 既	受付者/日付		/
	担当者名		代理店・扱者名 (代理店コード)			()	

地域AD倶楽部参画規約

第1条(名称)

本倶楽部は「地域AD倶楽部」(以下「本倶楽部」という)と称します。

第2条(目的)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(以下「当社」という)は、本倶楽部へ参画いただく企業(以下「参画企業」という)の企業経営の支援を目的とし、本倶楽部の参画企業の発展に寄与するため、参画企業に対し、企業経営に関する各種情報の提供、コンサルティング、専門機関の紹介、講演会・セミナーの開催など、各種サービス・支援策(以下「本サービス」という)の提供を行います。

第3条(運営)

本倶楽部は当社が運営を行うものとします。

第4条(利用規約)

1. 本規約は、本倶楽部の参画企業に対して適用されるものとします。
2. 当社は、必要に応じて本規約を変更できるものとし、本規約を変更したときは、所定の方法により、その内容を参画企業に告知するものとし、変更後の規約はその告知の時から既存の参画企業へも適用されるものとします。

第5条(参画企業)

本倶楽部は、原則として、日本国内に所属する法人を対象とし、当社が定める所定の参画申込手続きを行い、当社が承認したものを参画企業とします。なお、個人事業主においては、法人に準じるものとして当社が承認したものを参画企業とします。ただし、公序良俗に反する営業を営むもの、または当社が参画企業として不適当と認めたものについては、当社はその参画申込を承認しない、または、承認後であっても承認の取消しを行うことができるものとします。

第6条(変更の届出)

1. 参画企業は、住所、電話番号、メールアドレス等、本倶楽部に関する届出の内容に変更があった場合は、すみやかに本サービスまたは当社の担当者を通じて当社に連絡するものとします。
2. 前項の届出が無かった場合、当社は参画企業の了承を得ることなく、参画企業資格の一時停止、または、本サービスの廃止の手続きをとることがあり、この場合、当社からは参画企業資格の一時停止、または、本サービスの廃止に関する通知は行わないものとします。
3. 第1項の連絡がなかったことで参画企業が、不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
4. 第1項の連絡があった場合で、変更の連絡内容に虚偽、誹謗、中傷、公序良俗に反する内容その他不適切なものがあるときは、当社は当該連絡内容を更新しないか、または、更新後であっても更新を取り消し、これによる参画企業の不利益については、一切その責任を負わないものとします。

第7条(入会金、会費など)

本倶楽部の入会金、会費および登録費用は無料とします。

第8条(参画企業資格の有効期間)

1. 本倶楽部の参画企業資格の有効期間は、当年10月1日から翌年9月30日までを1年度として、第5条により当社が参画申込を承認した日から開始し、当該開始日の属する年度の9月30日までとします。
2. 参画企業は、参画企業資格の有効期間満了の5ヶ月前より、本サービスまたは当社の担当者を通じて、参画企業から本倶楽部からの退会の申出がない場合、翌年度へ自動更新されるものとし、以後同様とします。

第9条(免責)

1. 当社は、本サービスを介した情報により発生あるいは誘発された損害、情報の利用により得た成果についての責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に当たり、参画企業情報等の保護については、暗号化等の必要な措置は講じますが、通信の性質上、漏えいの危険性があることを参画企業はあらかじめ承諾するものとします。
3. インターネット等通信経路において、盗聴等により本サービスで使用する個人情報漏えいし参画企業及び他者に不利益、損害等が生じた場合について、当社は、責任を負わないものとします。
4. 個人情報のメールアドレスが、正しく登録または変更されていない等の事由により、メール配信が不能となり、参画企業又は他者に不利益又は損害が生じた場合について、当社は責任を負わないものとします。
5. 当社は、本サービスの配信システムの障害等によるメールの遅配、未配及びその他のいかなる原因に基づき生じた損害について賠償する義務を一切負わないものとします。
6. 参画企業は、本サービスのシステム構成上、一度配信されたメールマガジンが再度配信される場合があることをあらかじめ承認することとします。

第10条(本サービスの提供の停止及び変更)

1. 当社は、参画企業の承諾を得ることなく、サーバーメンテナンス等により、一時的に本サービスの提供を停止することがあります。
2. 当社は、参画企業に事前に通知することなく、本サービス内容を変更又は廃止することがあります。
3. 上記1、2及びその他の事由により本サービスの提供の遅延または中断により参画企業及び他者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条(通知)

本サービスの提供および参画企業宛の諸通知は、当社が管理する、参画企業の住所・FAX番号・メールアドレス等へ行うことをもって足り、参画企業に送信されない場合であっても、それらが通常到達すべきときに到達したとみなすことができるものとします。

第12条(本サービスの廃止)

1. 参画企業が任意に本サービスを廃止する場合、原則として本サービスの廃止をしようとする日の1ヶ月前までに、本サービスまたは当社の担当者を通じて当社に届出るものとします。なお、次の場合には当社は当該参画企業を本サービスの廃止をしたものとして取扱うことができ、この場合当社から本サービスの廃止に関する通知は行わないものとします。

ア) 本倶楽部への入会時の登録時に虚偽の申告をした場合

イ) 正当な理由なく、本倶楽部の運営に対する破壊行為ないし妨害行為があった場合

ウ) 流言などで、当社または本倶楽部の名誉を著しく傷つけた場合

エ) 破産手続開始の申立、倒産または廃業、民事再生手続開始の申立等がなされた場合

オ) 吸収合併または組織変更等による法人としての同一性の喪失、事業の全部譲渡があった場合

カ) 本サービス等の悪用ないし濫用による窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈収賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス等があった場合

キ) 本規約に違反した場合

ク) 暴力団、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、または反社会的勢力であった場合

ケ) 上記各号に該当する場合のほか、当社が不適当と判断する場合

2. 参画企業は、日本国内に所在する法人および個人事業主でなくなった場合、原則として参画企業としての本サービスの廃止をするものとし、本サービスの廃止をしようとする日の1ヶ月前までに前項の場合、本サービス、または、当社の担当者を通じて当社に届出るものとします。参画企業としての本サービスの廃止について所定の届出がなかった場合でも、当社は当該参画企業に対する事前の通知なく、いつでも参画企業としての本サービスの廃止をさせることができます。

第13条(参画企業情報の取扱い)

当社は、参画企業が当社に届け出た情報及び本サービスの利用に関する参画企業情報等(以下「参画企業情報」という)は下記に掲げる目的(以下「利用目的」という)に必要な範囲内で当社及び当社のグループ会社間で共同利用し、当該利用目的以外には利用しないものとします。

ア) インターネットやDMを通じたサービス情報のご提供や、サービスのご利用に関するご案内等の連絡・各参画企業のサービス・商品、キャンペーン等の情報提供

イ) アンケート調査および分析、キャンペーン、懸賞等の抽選及び賞品等の発送ならびにこれに関連した応募者への連絡・その他付随する業務

ウ) 第三者への開示について、事前の承認を得た場合

エ) 本サービスを提供する上で必要とされる業務委託先に、機密保持契約を結んだ上で開示する場合

オ) 法律などにより開示が要求される場合

カ) 当社が取り扱う商品・サービスのご案内、募集および販売(契約の維持・管理を含む)

キ) 当社の市場調査ならびにデータ分析、アンケート実施による金融商品・サービスの開発・研究

第14条(私的利用の範囲外の利用禁止)

1. 参画企業は、当社が承認した場合(当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、当社を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む。)を除き、本サービスを利用して入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできないものとします。

2. 参画企業は前項に違反する行為を第三者にさせることはできないものとします。

第15条(その他の行為の禁止事項)

1. 参画企業は、当社が定める以下の行為をすることができません。

ア) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

イ) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

ウ) 他者を差別もしくは誹謗、中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

エ) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為

オ) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為

カ) 本サービスを利用することによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為

キ) 他者になりすまして本サービスを利用する行為

ク) 本サービスを他者に提供・利用させる行為

ケ) いわゆるウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を発信し、または他者が受信可能な状態におく行為

コ) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為

サ) 他者に対し、嫌悪感を抱かれるような広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為。もしくはそのおそれのある電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為

シ) 他者の設備または参画企業サービス運営用設備(当社が参画企業専用ホームページを運営するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェア等をいいます。)(に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為または与えるおそれのある行為

ス) 参画企業本人または当社の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の企業情報を収集する行為

セ) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反するまたは違反するおそれのある行為

ソ) ネズミ講の開設および加入勧誘ならびに宗教的活動に関する行為

タ) 上記各号の他、法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為、本倶楽部の運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を侵害する行為または他者もしくは当社に不利益を与える行為

チ) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを設定する行為

ツ) 上記各号の行為に準ずる行為

2. 本条に定める規定に反する行為をしたときは、当該参画企業は、関連する法律、政令、条例、規則等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、本規約に定める処置を受けることがあります。

第16条(削除)

1. 参画企業情報等が、当社が定める所定の期間若しくは量を超えた場合、または本サービスの提供および保守管理上必要な場合、当社は参画企業に事前に通知することなくこれらを削除できるものとします。

2. 当社が前項の措置を講じた場合において、その措置によって参画企業が何らかの損害を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第17条(知的所有権)

1. 本サービスに係る情報の内容等すべてについて、知的所有権等すべての権利は当社及び情報提供者に帰属します。

2. 参画企業は、本サービスを通じて取得したデータ等全ての内容について著作権法で認められた私的利用範囲を超える複製、転写等を行うことができません。

第18条(利用機器)

参画企業は、本サービスの利用に必要な参画企業端末及びソフトウェア等をすべて自らの費用と責任で準備するものとします。また、すべて自らの費用と責任で任意の電気通信サービスを經由して本サービスを利用するものとします。

第19条(協議)

本規約に記載のない事項、および本規約の解釈につき疑義の生じた実施上必要な細目については、当事者間の協議によって解決するものとする。

第20条(専属管轄)

本規約に関する全ての紛争については、東京地方裁判所を以って第一審の専属管轄裁判所とします。

第21条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第22条(発効)

本規約は平成22年10月1日より効力を発します。

「ベルマークサポーター」について

◆ベルマークサポーターとは

「ベルマーク運動の趣旨に賛同し、あいおいニッセイ同和損保の呼び掛けでベルマークを継続的に収集する取り組みを行う企業・団体」です。

ベルマークサポーターとして賛同いただいた場合は、企業名を地域AD倶楽部ホームページ上のベルマークサポーター紹介ページに掲載させていただきます。

